

○中小企業等支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長引く原油価格の高騰により、事業経営に影響を受けている村内の中小企業等を支援するため、予算の範囲内で中小企業等支援給付金(以下「給付金」という。)を交付することについて、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和41年規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において中小企業等とは、資本金が3億円以下、かつ、従業員300人以下の法人及びフリーランスを含む個人事業主をいう。

(給付対象者)

第3条 この給付金の対象となる中小企業等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年10月1日時点において、村内に主たる事業所を有し、村内で事業を実施し経営していること。
- (2) 令和3年度分の総売上額が200万円を超える事業者であること。
- (3) 申請後1年以上継続して事業を行うこと。
- (4) 村税等の滞納がないこと。
- (5) 東秩父村暴力団排除条例(平成24年条例第1号)に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、村長が特に必要と認めるときは、給付対象者としてすることができる。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、一律6万円とする。

(交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、中小企業等支援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)(以下「申請書」という。)、中小企業等支援給付金交付申請に係る宣誓・同意書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業を実施していることが証明できる書類
(屋号、住所、代表者、事業種目の記載がある営業証明書、履歴事項全部証明書等)
- (2) 税務署の受付印または電子申告の受信通知のある令和3年度分の確定申告書の写し
(青色申告者は、確定申告書と青色申告決算書の写し、白色申告者は、確定申告書又は住民税申告書と収支内訳書の写し)
- (3) 振込先がわかる通帳の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の必要書類を令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に提出しなければならない。

3 給付金の申請は1事業者1回限りとする。

(給付金の交付及び不交付の決定)

第6条 村長は、前条の規定により申請者から給付金の申請があったときは、速やかにその内容を審査し適当と認めるときは、その結果を中小企業等支援給付金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)によって申請者に通知し、交付が決定した場合は申請書に基づき給付金を交付するものとする。

2 村長は、前項の規定により給付金の交付を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(交付の返還)

第7条 村長は、申請者が虚偽その他不正な手段により給付金の交付を受けたときは、交付した給付金を中小企業等支援給付金返還通知書(様式第4号)によって返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。